

14 高監理第 301 号
平成 14 年 5 月 28 日

土木部各課室長
土木部各出先機関長 様

土木部長

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う建設工事請負契約書の取扱について（通知）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 14 年 5 月 30 日施行）」第 13 条により、対象建設工事の請負契約書に係る書面の記載事項が定められております。

土木部においては、同法の施行に伴う建設工事請負契約書の取扱について、別添のとおり定めましたので、適切に処理してください。

建設リサイクル法第13条による建設工事請負契約書の取扱

1 契約時

(1) 別紙「特記事項」をすべての建設工事請負契約書へ添付する

契約事務の簡素化を考慮し、建設リサイクル法の対象となる建設工事（注1）に限らず、すべての建設工事請負契約書に添付することとする。

2 変更時

(1) 建設工事請負契約書第18条、および第19条により処理するものとし、必要書類とあわせて別紙「特記事項」を添付する。

同法第13条第2項において、契約時に記載した内容を変更するときは、その変更内容を書面に記載し、押印等をして相互に交付することとなっていることから、契約時点と変更がある場合は、「工事条件変更等確認要求書」、または「工事の内容変更通知書」に別紙「特記事項」を添付することをもって処理し、変更の請書には添付しない。

3 取扱日

平成14年5月30日以降に契約締結するもの

注：現在は請書に替り契約書を使用するので契約書に読み替えてください。

4 問い合わせ先

監理課契約班 (TEL: 088-823-9813)

現在は建設管理課契約担当

TEL: 088-823-9813

(注1) 対象となる建設工事

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80m ²
建築物の新築・増築	床面積の合計 500m ²
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円

特記事項

解体工事に要する費用等

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法	構造物等名称	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事	有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事	有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事	有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事	有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事	有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事	有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

〔解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まない〕

(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

〔運搬費を含む〕